

第16号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

芦屋市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、特別職の職員で常勤のもの給与及び市議会議員の報酬を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，地域手当」を削る。

第3条を次のように改める。

(給料)

第3条 特別職の職員の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額 1,061,000円
- (2) 副市長 月額 885,000円
- (3) 教育長 月額 732,000円

第5条第2項中「市長にあつては100分の48，副市長にあつては100分の29をそれぞれ」を「それぞれ次に掲げる支給割合を」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 市長 100分の43
- (2) 副市長 100分の26
- (3) 教育長 100分の18

別表を削る。

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「698,000円」を「737,000円」に、「618,000円」を「653,000円」に、「560,000円」を「591,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年6月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に市長又は副市長の職にある者のその任期中における給料、地域手当及び退職手当の支給については、第1条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、特別職の職員で常勤のものとの給与及び市議会議員の報酬を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正

(第1条関係)

ア 特別職の職員の給料の月額を次のとおり改定し、地域手当の支給については廃止する。(第2条, 第3条及び別表)

	改正案			現 行		
	給料	地域手当	合計	給料	地域手当	合計
市 長	1,061,000 円		1,061,000 円	836,000 円	83,600 円	919,600 円
副市長	885,000 円		885,000 円	724,000 円	72,400 円	796,400 円
教育長	732,000 円		732,000 円	614,000 円	61,400 円	675,400 円

イ 特別職の職員の退職手当の支給割合を次のとおり改める。(第5条)

	改正案	現 行
市 長	100 分の 43	100 分の 48
副市長	100 分の 26	100 分の 29
教育長	100 分の 18	100 分の 20

(2) 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第2条関係)

議員報酬の月額を次のとおり改定する。(第2条)

	議員報酬	
	改正案	現 行
議 長	737,000円	698,000円
副議長	653,000円	618,000円
議 員	591,000円	560,000円

3 施行期日等

- (1) 2(1)の規定 平成27年4月1日
- (2) 2(2)の規定 平成27年6月11日
- (3) 2(1)の規定の施行の際、現に市長又は副市長の職にある者のその任期中における給料、地域手当及び退職手当の支給については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。